平成２９年（フ）第１０８号
茨城県つくば市上野452番地（春風台Ａ25街区１－１）エアリーヒル春風台101号
債務者　瀧口　元一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４号
茨城県つくば市観音台１丁目34番地17　つくばアーバン37番館101号
債務者　野﨑ゆかり
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
長野県上田市住吉651番地25　小林マンション105号
債務者　佐藤友里奈
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１９８号
岐阜県関市西仙房３番12―101号、前住所岐阜県関市側島384番地６
債務者　角　智栄子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１５号
兵庫県姫路市東辻井３丁目10番30号　レオパレスレインボー103号
債務者　あんしん堂こと　清水　政治
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２６３号
兵庫県姫路市北条宮の町151番地　レオパレスラルクワイズ207号室、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田278番地の７　レオパレス正和荘204号
債務者　安原　陵子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７６号
兵庫県姫路市広峰２丁目５番６―107号　長田コーポ
債務者　吉田美佐子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６５号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵230番地　センチュリーアスカⅦ―107号
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６９号
奈良県天理市櫟本町2613番地１　ラポール天理
債務者　溝上　竜太
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７０号
奈良県桜井市大字桜井501番地の19　101
債務者　山﨑　克彦
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１８０号
奈良県桜井市慈恩寺285　ケアハウス三輪の里、住民票上の住所奈良県天理市西長柄町161番地２　プリシエール天理101
債務者　星野　清一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３３号
広島市中区白島北町18番１―1335号
債務者　宮本　千鶴
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６５号
広島市南区黄金山町３番８号　仁保本浦ブロック住宅３－２
債務者　佐野　文子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９９号
広島市安佐南区東原１丁目16－２－301号、住民票上の住所広島市西区田方１丁目16番41－９－1001号
債務者　十河　亜紀
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０１号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目９番１号
債務者　中原　久夫
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2874番地27
債務者　江副ちなみ（旧姓長嶋）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目５番23号
債務者　川野明日香
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係